

# 公益社団法人日本バレエ協会細則

平成二十六年五月一二日一部改定

平成三十年六月一四日一部改定

## 第一章 入会

### (総則)

第一条 本法人に入会しようとする者は、本法人定款及び本細則を理解した上で入会の意志を示した者で、本法人の会員たるに相応しい者でなければならない。

### (入会方法)

第二条 本法人に入会しようとする者は、本法人の所定の書式にて理事会に入会を申し込むこととする。

二、理事会はこれを法人の目的、事業内容に照らして検討し、速やかに諾否を本人に伝えなければならない。

三、理事会は然るべき理由なくしてその入会を拒んではならない。入会を承諾し得ない場合は、その理由を本人に伝えなければならない。

### (区分)

第三条 本法人に入会しようとする者は、定款第五条の定めるところに従って正会員（満十八以上・その年度の四月一日の年齢）、準会員（四月一日をもって十五歳以上にして四月一日をもって十八歳未満の者）の別にそれぞれに該当する会員として入会を申し込むものとする。

二、名誉会員についてはこの会員としての入会申込みはできない。

### (所属)

第四条 本法人に入会を承認された者は、その現住所若しくは主たる居所、又は主たる所有する若しくは所属する稽古場が所在する都道府県の支部に所属するのを原則とする。

二、現住所若しくは主たる居所、又は主たる所有する若しくは所属する稽古場が東京都で在る者は理事会直轄東京地区に所属することを原則とする。

### (入会金)

第五条 本法人に入会しようとする者は、定款第七条の定めるところによって所定の入会金を本部に納入するものとする。

1、正会員の入会金は三千円とする。

2、準会員の入会金は三千円とする。

- 3、名誉会員は入会金を要しない。
- 4、一端納入された入会金は理由の如何を問わず返金しない。

## 第二章 会費

### (年会費)

第六条 本法人の会員は定款第七条の定めるところによって所定の年会費を納付する義務を負う。

- 1、正会員の年会費は一万八千円とする。
- 2、準会員の年会費は四千五百円とする。
- 3、名誉会員は年会費の納付義務を負わない。
- 4、年会費は一括納入とし、分割その他の方法による納付は認めない。
- 5、一端納付された年会費は理由の如何を問わず返金しない。
- 6、第一項、第二項の定めにかかわらず事業年度の三分の一以上を経過しての入会の場合、入会初年度に限り年会費は所定の半額とする。

### (納付方法・期限)

第七条 年会費は本部の発行する請求書をもって毎年六月末日までに自動引落しを原則として納付する。

### (債務清算の義務)

第八条 定款第十条の定めに従い、年会費未納により本法人の会員を除名された場合でも、督促が開始された年度から除名が決められた年度迄の年会費を納入する義務を負う。

二、前項の督促に応じない者に対して理事会は法的措置を講じる事ができるものとする。

## 第三章 会員区分の移行及び移籍

### (会員区分の移行)

第九条 本法人の準会員は、四月一日をもって満十八歳に達した場合、本人から退会の申し出書類が提出された場合を除いて、正会員に自動的に移行するものとする。尚その場合、正会員としての入会金は要さない。

二、正会員に移行した者は正会員としての年会費を納付する義務を負う。

### (移籍)

第十条 正会員または準会員は、その現住所若しくは主たる居所、又は主たる所有する若しくは所

属する稽古場が現在所属する支部又は理事会直轄東京地区から移動すると決定した場合、所定の書面を理事会宛に提出し、移動先の所在都道府県の支部又は理事会直轄東京地区に移籍するものとする。

二、支部又は理事会直轄東京地区は移籍する者の所属を拒むことはできない。

## 第四章 会員の義務

(会員の義務)

第十一条 本法人の会員は、定款並びに本則の定めを遵守する義務を負う他に、次に掲げる義務を負う。

- 1、正会員は総会に出席した上で議決権を行使すること。
- 2、正会員は第十四条に定める選挙権を行使すること。
- 3、本法人に関する諸連絡を受け取るべき住所若しくは主たる居所が移動した場合は、速やかに転居報告を理事会に行うこと。
- 4、会員は本会に於いて知り得た個人情報を無暗に第三者に漏らしてはならない。

## 第五章 役員候補者の選任

(総則)

第十二条 定款第二十条に定める本法人の理事及び監事の候補者選任方法は、以下の定めに従うものとする。

(定数)

第十三条 本法人の役員候補者の定数は、理事候補者十三名以上二十名以内、監事候補者二名以上三名以内とする。

(役員候補者の選任方法)

第十四条 役員候補者の選任方法は正会員による選挙により得票順に立候補者の中から理事については二十名以内、監事については三名以内を選出する。

二、役員として選任を受ける定数について、理事会は定款第二十条に定める範囲で上限を決定する事ができる。

1. 理事については十九名以下、監事については二名以下を定数と定めた場合は、理事会はその理由を選挙公示前に会員に明らかにしなければならない。

三、選挙は選挙管理委員会の管理の下で行われるものとする。

1、選挙管理委員は、理事会により正会員の中から無作為に抽出された十名以上十五名以内の者によって組織される。

2、選挙は選挙管理委員会によって立候補の受理から票の管理、開票までを公正中立をもって行い、選挙を実施させるものとし、理事会はこれに何等干渉する事は出来ない。

三、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則諸条に基づき、選挙管理委員会は開票の結果、次の各号に掲げる事態が生じた場合、選挙の無効を宣言し、再選挙を宣言できるものとする。

1、役員候補者数の三分の一以上が配偶者を含む三親等以内の同一親族で占められる事態。

2、役員候補者数の五分の一以上が利害を共にする組織に所属している者で占められる事態。

3、選任された監事候補者の特別利害関係人が理事候補者に含まれる事態。

(役員候補者)

第十五条 正会員の内から次期の理事候補者、若しくは監事候補者として立候補の意志のある者は、役員改選選挙公示の後、前任役員の任期満了以前に所定の文書をもって選挙管理委員会のもとに届け出なければならない。

二、前任役員は、次期の役員候補者を本人の同意を得て推薦できる。この場合役員改選選挙公示の後、前任役員の任期満了以前に所定の文書をもって選挙管理委員会のもとに届け出なければならない。

三、理事会は本法人の会員以外の者からも監事候補者を本人の同意を得て推薦できる。

四、役員候補者は、この法人の役員に選任されたとき、常に公正に発議し、議決し、職務を執行するに足る者でなければならない。

五、次の各号に掲げる者は、役員候補者として立候補できない。

1. 準会員

2. 名誉会員

3. 正会員で入会后八年を経過していない者

4. 監事に立候補している者

5. 成年被後見人、被保佐人、被補助人

7. 破産者で復権をしていない者

8. 定款第九条に抵触する行為があつて任期中に理事または支部役員を解任された者

9. 滞納会費の支払い督促に応じない者

六、次の各号に掲げる者は、監事候補者として立候補できない。

1. 準会員

2. 名誉会員

3. 正会員で入会后八年を経過していない者

4. 理事に立候補している者

5. 成年被後見人、被保佐人、被補助人
6. 破産者で復権をしていない者
7. 定款第九条に抵触する行為があつて任期中に理事または支部役員を解任された者
8. 滞納会費の支払い督促に応じない者
9. 理事会の推薦を得ていない本法人に所属していない者

(立候補者の公示)

第十六条 選挙管理委員会は立候補の届出のあつた役員候補者並びに監事候補者、及び前任役員より推薦のあつた役員候補者、及び理事会より推薦のあつた監事候補者の氏名を役員を選任を行う期日の十日前までに公示しなければならない。

(個別選任)

第十七条 役員候補者の選任は、定款第十七条三項の趣旨に鑑み個別に選任されるものとする。

(投票方法)

第十八条 役員候補者の選任は、公示の役員候補者の内から投票に基づく。

- 二、投票は、選挙の期日の十日前迄に正会員のもとに送られた役員候補者名の印刷された無記名による投票用紙を使用して投票するものとする。

(無効票)

第十九条 次に掲げる投票は無効票とする。

1. 所定の用紙によらない投票。
2. 所定の投票締め切り期日迄に到着しなかつた投票。
3. 立候補者以外の氏名を記入した投票。
4. その他、選挙管理委員会が総会に諮って無効と認定された投票。

(当選)

第二十条 当選者の決定は、有効票の多数の順による。

- 二、投票数が同数で定数の当選者を決め難い場合は、その同数の者につき当選とする。

(役員を選任)

第二十一条 選挙管理委員会は、前条にもとづき当選した役員候補者を総会議長に報告する。

- 二、総会は、役員候補者の中から理事十三名以上二十名以内、監事二名以上三名以内を選任する。

(代表理事、業務執行理事の選任)

第二十二條 定款第二十一條にもとづき総会にて選任された理事の互選により代表理事三名以内、業務執行理事十九名以内を選定する。

二、代表理事の内一名を会長と称し、他の代表理事二名以内を副会長と称す。

三、選定は無記名投票によって行う。

四、得票数が同数で当選者を決め難い場合は、その同数の者につき理事の決選投票にて当選者を定める。

(業務執行理事の職務分担)

第二十三條 業務執行理事は別に定める役員の職務分掌と権限規定に従って職務を部門ごとに分担する。

1. 会長は業務執行理事の代表として専務理事一名を、部門長として常務理事若干名を理事会にて任命する。

(代表監事の選任)

第二十四條 定款第二十一條にもとづき、総会にて選任された監事の互選により代表監事一名を選定する。

(役員の公示)

第二十五條 選任された役員及び選定された役付役員は、ただちに電磁的手段その他の方法をもって全会員に公示しなければならない。

(役員の就任と補欠)

第二十六條 役員に選任された者は、選任の日から七日間以内にそれぞれの就任承諾書を提出しなければならない。

(定員割れ)

第二十七條 役員が任期中に何らかの事情で本法人の定める定員を下回った場合、会長は速やかに臨時総会を招集し、その不足人員を選任しなければならない。

二、前項の選任方法は本章各条を準用する。

## 第六章 事業実行委員

(事業実行委員)

第二十八条 理事会は、本法人の業務執行上必要とする場合、事業実行委員数名を指名し、委嘱することができる。

二、事業実行委員の任期は二年とする。再任は妨げない。

三、会長の指示するところにより、委嘱された業務を誠実に行うものとする。

四、事業実行委員には報酬を支給できるものとする。

## 第七章 支部役員を選任

(総則)

第二十九条 本法人の支部役員選任方法は、以下の定めを原則とする。

(構成と任期等)

第三十条 支部役員の構成は支部長、副支部長、運営委員、監事とする。

二、支部役員の任期は本部役員に準じる。

(選任方法)

第三十一条 支部役員の選任方法は定款及び本細則に定める役員候補者選任に関する条項に準じる。

二、選任された支部役員は理事会の承認を経て就任とする。

(支部役員候補者)

第三十二条 支部に所属する正会員の内、次期の支部役員候補者として立候補の意志のある者は、支部役員改選選挙公示の後、前任支部役員の任期満了以前に所定の文書をもって支部選挙管理委員会のもとに届け出なければならない。

二、前任支部役員は、次期の支部役員候補者を本人の同意をもって推薦できるものとする。

この場合、支部役員改選選挙公示の後、前任支部役員の任期満了以前に所定の文書をもって選挙管理委員会のもとに届け出なければならない。

三、支部役員候補者は、この法人の支部役員に選任されたとき、常に公正に発議し、議決し、職務を執行するに足る者でなければならない。

四、次の各号に掲げる者は、支部役員候補者となれない。

1. 正会員でない者
2. 正会員で入会后八年を経過していない者
3. 既に本法人の役員に選任されている者

4. 該当する支部に所属していない者
5. 成年被後見人、被保佐人、被補助人
6. 破産者で復権をしていない者
7. 任期中に理事または支部役員を解任された者。
8. 滞納会費清算の督促に応じない者

(立候補者の公示)

第三十三条 選挙管理委員会は立候補の届出のあった支部役員候補者及び前任支部役員より推薦のあった支部役員候補者の氏名を役員を選任を行う期日の十日前までに公示しなければならない。

(個別選任)

第三十四条 支部会議における役員を選任は個別に選任されるものとする。  
二、支部役員にあつて監事に相当する役職の者は他職を兼職できない。

(投票方法)

第三十五条 支部役員の選出は選挙に基づく。  
二、その方法は本部役員候補者選任に関する条項に準じる。

(当選者の確定)

第三十六条 支部において当選者が決定した場合、その旨を本人に通知するとともに速やかに理事会にこれを報告し、承認を得る。  
二、理事会は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則諸条に基づき、次の各号に掲げる場合はこれを承認せず、差し戻して再選任を指示する。  
1、支部役員数の三分の一以上が配偶者を含む三親等以内の同一親族で占められる場合。  
2、支部役員数の五分の二以上が利害を共にする組織に所属している者で占められる場合。  
3、支部監事職として選任された者が支部役員の特別利害関係人であると判断された場合。

(支部長の選任)

第三十七条 支部長は、理事会によって承認された支部役員の内、理事会が任命する。

(支部役員の職務分担)

第三十八条 支部は支部役員の支部における職務分担を支部会議によって決定し、理事会に報告するものとする。

## 第八章 報酬等の支給基準



(役員報酬基準)

第三十九条 本法人の役員には定款第二十七条の規定により報酬を支給することができる。

- 1、代表理事の報酬は税込み年額十五万円を超えないものとする。
- 2、業務執行理事の報酬は税込み年額十二万円を超えないものとする。
- 3、代表監事及び監事の報酬は税込み年額十二万円を超えないものとする。

二、報酬の支給は、その額と共に総会に提案され、支給が議決された場合のみ実施される。

三、報酬の支給方法については役員報酬規定の定めに従う。

(支部役員報酬基準)

第四十条 本法人の支部における役員には報酬を支給することができる。

二、支部役員の報酬額は支部会議において決定し、理事会の承認を得るものとする。

三、支部役員の報酬額は本法人の役員報酬に鑑み、著しくそれを超過しない範囲とする。

四、支部役員報酬の支給開始時期、及び支給方法については支部会議にて決定する。

(職員給与規定)

第四十一条 本法人の常勤職員及び非常勤職員には定款第二十八条の規定により雇用契約を締結の上、給与を支給する。

1、本部常勤職員の給与額は理事会にて決定する。

2、本部常勤職員とは週三日以上、所定の場所にて本法人の職務に従事する者を言う。

3、本部非常勤職員の給与額は時間給とし、その額は理事会にて決定する。

二、支部職員の常勤職員及び非常勤職員の給与額は支部会議にて決定する。

1、支部常勤職員とは週三日以上、所定の場所にて本法人の支部職務に従事する者を言う。

三、本部並びに支部役員が本部並びに支部の職員を兼務することを妨げない。この場合、職員兼務役員は、役員報酬と給与の両者を受取ることを妨げない。

(細則の変更)

第四十二条 この細則は、理事会の議決によって変更することができる。